

公益社団法人名古屋清港会寄附金等取扱規程

平成29年1月1日
規程第14号

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人名古屋清港会（以下「本会」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通常寄附金 本会の会員又は本会の会員を含む広く一般社会に、常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- (2) 公募寄附金 本会の会員又は本会の会員を含む広く一般社会に、使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
- (3) 特別寄附金 前各号のほかに、個人又は団体から受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(通常寄附金の募集)

第3条 本会は、常時通常寄附金を募ることができる。

2 通常寄附金は、寄附金総額の50%以上を公益目的に使用することとして募集しなければならない。

(公募寄附金の募集)

第4条 公募寄附金を募集するときは、募集の趣旨又は目的、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金使途又は事業計画その他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第5条 公募寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(受領書の送付)

第6条 通常寄附金又は公募寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書を寄附者に送付するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第7条 本会は、公募寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定又は事業計画その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 本会は、公募寄附金の支出又は公募寄附金に係る事業等の遂行が完了したときは、当該寄附金の支出に係る収支計算書及び当該支出による効果等を記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(特別寄附金)

第8条 本会は、個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。この場合、受領に際して特別寄附金申込書(様式第1号)にて寄附者の資金使途等の意思を確認する。

2 前項の寄附金について寄附者から資金使途及び管理運用方法について条件が付されているとき、その受領及び取扱いにつき理事会の承認を求めなければならない。

3 寄附金が次の各号に該当する場合又はそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号(平成18年法律第49号)に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別利益を受ける場合
- (2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (3) 寄附金の受け入れに起因して、本会が著しく資金負担が生じる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、本会の業務の遂行上支障があると認められるもの及び本会が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第9条 本会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人への認定に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、公益社団法人名古屋清港会個人情報管理規程(平成29年規程第14号)の基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(雑則)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

特別寄附金申込書

年 月 日

公益社団法人名古屋清港会
会長 様

（ふりがな）

御 芳 名（法人様の場合は、代表者の役職・御芳名を記入下さい。）

御 団 体 名

御 住 所

〒

金額 金.....円

上記の金額の寄附を申込みます。

（寄附金の使途並びに管理運営方法についてご希望がある場合は、以下にその旨を記載ください。）